



はしば せいこう 橋場 清廣 議員

# Q 葛巻高校の存続対策は

## A 30人学級への制度改革など存続要望を続ける

**議員** 葛巻高校の存続問題について、統合、もしくは分校になった場合の本町への影響をどのように考えていますか。また、高校存続の対策として、現在の整備計画の制度改革をどのように要望していくか伺います。



ホームルーム風景 先生に注目

**町長** 葛巻高校は、2年連続で60人の入学生を確保できず、統合を選択した場合は、翌年度から入学生志願者の募集を停止することになります。この場合、町外の高校に通学を余儀なくされ、保護者にとっては今まで以上の経済的負担を強いられることとなります。

分校を選択した場合は、生徒数40人の定員になると思われませんが、職員体制は現在の29人から3分の1程度に減少すると思われ、生徒や教職員の減少によって、制服、文房具、食料品などの地元購買力は大きく低下し、町の商業全般に影響を与えることや、若者が減少することにより、町全体の活力が失われると心配されます。

制度改革については、40人学級から30人学級への制度改革と、通学困難な地域においても高校教育を受ける機会を確保するという観点から、学級減を行わないよう、

県、県教委に対して要望していく考えです。

## Q 外出支援サービス車両の増車計画は

**議員** 外出支援サービス(福祉車両)の利用状況と、増車の考えを伺います。

## A 現状で対応し、運営に努力する

**町長** 19年1月現在における利用登録者数は66人で、18年4月から19年1月までの利用回数は149回です。

月平均の利用回数は15回、人数にすると11人で、延べ112人の利用となっております。

前年度比較で、登録者が3人減、利用延べ回数が9回の減と若干の減少傾向となっております。



サービス利用者は安心して通院

今後の車両増車については、これまでの利用実績をみると、おおむね適切に運行されていると考えており、今後も利用者の実態把握等に努めながら、利用者にとって不便をかけるような運営に努めていきます。

# 葛巻の農家と農産物を守る!

## オーストラリアの農産物輸入自由化(EPA交渉)へ意見書を提出

2007年、日本とオーストラリアは、自由貿易協定(FTA)を柱とする経済連携協定(EPA)を進めるための協議を始めます。

日本は、牛肉や穀物、天然ガスなど、オーストラリアから多くの農産物やエネルギー源を輸入しています。一方、日本からは、オーストラリアに自動車や機械製品を多く輸出しています。

これまでは、両国とも輸入品に高い関税をかけて、国産品を上回る価格にし、自国の生産者を守ってきました。

しかし、両国政府は、今、この関税を撤廃し、お互い自由な値段で貿易を始めようとしています。

日本政府が積極的なのは、この交渉によって日本の食料問題やエネルギー問題を解決しつつ、国内の経済の安定を図ろうとしているからです。

オーストラリアは既に、アメリカやニュージーランドとの間に自由貿易協定を結んでいます。したがって、日本の機械産業などの企業は、オーストラリアとの貿易において、これらとの競争で不利な状況であり、(社)日本経済団体連合会や日本商工会議所などは、政府に対して強力に日豪の経済連携協定を求めています。

関税が撤廃されると、日本の自動車や機械製品が今までよりも安価にオーストラリアの消費者に届き、消費が拡大し輸出货量が増えます。これらの製品のメーカー



日豪EPA交渉に関する決起大会

は利益を上げ、日本全体の経済成長につながるかと考えられています。

しかし、逆にオーストラリアから、大量生産でコストを下げた、日本産よりも破格に安い値段の農産物が輸入されます。家族単位で小規模に農産物を生産している日本の農家は太刀打ちできない状況になると予想されます。

特に、オーストラリアとの交渉においては、牛肉や乳製品を含む全ての農産物が対象となっており、酪農や畜産を基幹産業とする本町の

農業にとっては深刻な問題です。

この状況を受け、2月にはJA新いわて主催の「日豪EPA交渉に関する決起大会」が開催され、各市町村や市町村議会の代表者と多くの生産者が集い、日豪EPA交渉について国へ強い要望を行っています。

議会は、本町のみならず、日本全体の農産物と生産者を守ることに、農業の多面的機能の維持と、安心で安全な食料の確保に必要であり、さらには低迷する日本の食料自給率の向上につながるものと考え、3月定例会で、国に対して次の3項目を求めて意見書を提出しました。

- ①米、麦、牛肉、乳製品、砂糖など、日本にとっての重要品目は、関税撤廃の例外とすること。
- ②十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取り扱い、また上限関税の絶対阻止を主張してきた「WTO農業交渉」に基づく対応をすること。
- ③交渉に当たっては期限を定めず、豪州側が日本の重要品目の柔軟性に十分配慮しない場合は、交渉の中断など厳しい判断で望むこと。

議会は、今後交渉の経過に注目しながら、引き続き要望を行います。